

第38回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月13日（木）午後1時00分～1時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 2階 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第111号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第112号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（耕作権）
 - 議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）
 - 議案第114号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第38回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>本日の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第38回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p>
会長（天谷）	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番 松崎マサエ委員、同じく4番 松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第111号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）であります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田（事務局）	<p>議案第111号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年7月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。この申請の譲受人は法人であり、農地所有適格法人として認められる要件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①株式会社（株式非公開会社）・持分会社・農事組合法人のいずれかであること ②売上高の過半が農業であること ③構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の1/2を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること

<p>会長(天谷)</p>	<p>④役員の過半が農業の常時従事者、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事していること</p> <p>以上、4つの要件があります。では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況をご覧ください。まず、会社の形態は株式非公開会社であり、①の要件を満たします。次に1-2売上高をご覧ください。この法人は設立から1年少々経過したところであり、法人としての決算は最新年度分のみではありますが、それ以外の年度については、法人化する前の税の申告書の数値を参考として取り扱います。過去3年間の売上高実績は100%農業によるものであります。よって②の要件を満たします。次に、この法人の構成員及び農業従事者は2名であり、この2名で議決権100%ということですので、③の要件を満たします。次に、構成員の農業の従事状況ですが、役員である者は年間通じて従事している状況で、④の要件を満たします。</p> <p>以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものであると思われまます。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。以上です。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第112号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(耕作権)を議題といたします。1番及び2番について関連がありますので、一括して事務局より説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>議案第112号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年7月13日、邑楽町農業委員会、天谷豊。</p> <p>譲受人が同一人物であり、申請内容は共に使用貸借による耕作権であるため、番号1番と番号2番を一括審議して頂きますようお願いいたします。番号1番並びに番号2番。被設定人、設定人、土地の表示につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。資料につきましては、7ページから9ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に議案第113号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(区分地上権)は議案115号、農地法第5条第1項の3番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>次に議案第114号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については取り下げ願いが既に提出されております。事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第114号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次のとおり農地法第4条第1項の規定による許可申請については、7月4日に申請取下願が提出されました。委員各位におかれましてはご了解ください。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>次に議案第115号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第115号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年7月13日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、14ページから17ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>8番(高田)</p>	<p>8番高田です。7月10日に事務局と3班で現地確認を</p>

	<p>行いました。申請地は大字狸塚字江原地内、案内図は資料14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。申請地は邑楽南地区計画区域内にあり、申請地より南と東に農地の連担性があることから第1種農地と判断されますが、申請地は地区計画区域内にあり、第1種農地の不許可の例外に該当する集落接続にあてはまります。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>番号2番についての説明ですが、最初に説明を加えます。申請地北に既存宅地がありますが、この宅地に立っている既存の住宅の一部が南の農地上にはみ出していたため、当初その部分の是正として議案書5ページにあるように4条の申請がありました。しかし、今回の5条申請があったこの案件の住宅を建てるとなると、既存の住宅の接道が取れなくなってしまうため、この案件の住宅建築の開発許可ができない、という事態になりました。そこで、開発区分をこの案件の住宅のみならず既存の住宅も含めて行うということであれば接道が取れなくなる問題が解決するため、既存</p>
<p>事務局(國府田)</p>	

事務局(國府田)	<p>の住宅は、この案件の住宅の離れという扱いで取り扱うという変更が生じました。よって、4条申請は取り下げをさせ、代わりに、4条で是正を行おうとした地番の農地についても、この案件の申請地として取り扱うということとなりました。したがって、この案件の申請地は二筆となっております。</p> <p>改めて番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りです。資料につきましては18ページから21ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
10番(大川)	<p>10番大川です。7月10日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字光善寺字前通地内、案内図は資料18ページ、付近状況図は19ページを参照してください。申請地は第1種農地として判断されますが、集落接続であるため不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
会長(天谷)	<p>3番については、議案第113号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(地上権)の1番と関連が</p>

事務局(國府田)	<p>ありますので、一括で審議します。事務局より説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りです。資料につきましては22ページから26ページを参照してください。</p> <p>営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下で営農を継続しつつ、太陽光発電での売電でも収益を出す、という形態のものです。この場合、太陽光パネルの下での営農状況が、国の通達で定められたある一定の収穫量(通常の栽培での地域の平均的な単収の8割)を上げられない、または営農自体が適切に行われていない状況であると、県の指導等が入り、改善が見られないとやがては県より一時転用の許可の取り消し、設備撤去の命令が下り、上部の太陽光発電での売電もできなくなる、という関係性のものがあります。つまり太陽光パネル下での営農あつての太陽光発電の売電ということです。</p> <p>今回の案件については譲受人が太陽光発電による売電事業者、譲渡人が農地の所有者、ということになります。太陽光パネル下で営農する者については、提出されている営農計画書によりますと、農地所有者である譲渡人の息子が、今まで通り営農を継続することとあります。一時転用の申請面積は太陽光パネル設置の架台の脚の部分の専有面積の合計です。下部で営農を継続し農地として利用されることから、許可期間3年間の期限付き一時転用という扱いとなります。続いて合わせて審議する農地法3条の区分地上権設定の申請についてですが、これは、営農型の太陽光パネルを設置するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものであります。</p> <p>区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。なお、この3条の許可は、5条の一時転用の許可が群馬県から正式に発出されると同時に許可を出すこととなっております。つまり3条の区分地上権の許可は、県が5条申請の許可を発出することを条件としております。許可期間についても3条・5条ともに同じ期間の3年間となります。</p> <p>以上のことから、太陽光発電のための一時転用、太陽光パネルの下の営農との双方の相関関係があるため、3条申請・5条申請</p>
----------	--

	<p>ともに、慎重にご審議願います。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1 番 (横山)</p>	<p>1 番横山です。7 月 1 0 日に事務局と 3 班で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料 2 2 ページ、付近状況図は 2 3 ページを参照してください。申請地は通称開拓の北西部に位置しており、営農型太陽光発電設備の農地部について、適正に作物が作付けされていました。農地区分は第 1 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議事日程第 3、報告第 4 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1 番から 4 番について事務局より一括して報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第 4 4 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農</p>

事務局(國府田)	<p>地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年7月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については27ページをご参照ください。次に番号2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については27ページをご参照ください。次に番号3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については27ページをご参照ください。次に番号4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については27ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第38回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和5年8月8日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p>委員 <u>松崎 マサエ</u></p> <p>委員 <u>松島 章倫</u></p>